

# はじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）～いじめ問題への対応について～

## いじめ問題に対する基本的な考え方

専門家会議のこれまでの取組  
△委員構成：法律、医学、心理、警察、教育、福祉の専門家、保護者、学校関係者  
△実施期間：平成24年10月から平成25年8月まで  
○本専門家会議は、いじめ問題に対する提点や取り組むべき内容について、検討・協議してきた。  
○本報告では、東京都教職員研修センターによる「いじめ問題に関する研究」【参考1】を踏まえ、教育委員会及び公立学校において実施すべき具体的な対策をまとめた。

### 参考1 いじめ問題に対する定期的な調査と対策

○教育委員会は、法が制定、施行されたことを受け、法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが必要  
○学校は、教育委員会と連携して、より一層高い問題意識をもち、いじめ問題に対応していくことが不可欠

### 《 法を踏まえて対応すべき主な事項 》

- ・学校におけるいじめを早期に発見するための定期的な調査（法第1.6条）の実施
- ・学校における相談体制の整備（法第1.6条3項）
- ・学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第2.2条）の設置
- ・学校による実事関係を踏まえるための調査（法第2.8条）
- ・学校の設置者又はその設置する学校による実事関係を踏まえるための調査（法第2.8条1項の規定による法第2.8条1項の規定による法第2.8条3項）
- ・重大事態への対応（法第2.8条）
- ・重大事態への対応（法第3.0条）

### 3 いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき4つのポイント

○いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起これ得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要  
○本報告では、いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に整理して、それぞれの段階に応じた取組の根柢と具体的な取組内容を示しているが、対応に当たっては、右の4つのポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要

### 4 取組の徹底のために

○いじめ総合対策に掲げられた取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証が必要不可欠  
○都教委は、「いじめ総合対策チェックシート」を作成・配布。区市町村教育委員会及び学校は、当該シートを活用するなどして、定期的ないじめ総合対策の取組状況の点検・評価を必ず実施

## ポイントI 教員の指導力の向上と組織的対応（学校へ丸とつなぎで取り組む）別紙1

いじめ問題に対応するようになるため、個々の教員のいじめ問題への効果的な対応が不可欠  
○特定の教員がいじめ問題を抱えむことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を挙げ、各々の教員の役割と責任を明確化  
<具体的な取組>

学校による確実な発見、いじめに関する研修の実施  
<具体的な取組>

○被害の子供からの声を確實に受け止め、子供を守り通す《被害の子供を守る》  
○被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようになるため、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底  
○被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として子供への積極的な働きかけを行うとともに、学校いじめ相談メールやスクールカウンセラーやによる面接などの取組を実施  
○被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、登下校時の付き添いを実施  
<具体的な取組>

学校いじめ相談メールの実施、スクールカウンセラーによる全員面接、いじめ実態調査等の実施  
スクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供への組織的・継続的な観察・指導  
なび

○いじめを見て見ぬふりせれや声を上げられる学生づくし・《周囲の子供に働きかける》  
[別紙2]  
○学校は、周囲の子供がいじめについて知つていてないがからも、「言つたら自分がいじめられる」と不安を抱えていることを直視し、勇気をもつて教員等に伝えた子供をせりあすとともに、周囲の子供の勇気をもつて伝えた子供を守り通すことなどを宣言し、登下校時の付き添い等、いじめから守るためにの取組を、保護者や地域と連携しながら、組織的かつ徹底して行い、周囲の子供の安全を確保  
○周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、言葉の暴力撲滅キャンペーン等いじめの根拠に向けた意識会・生徒会等による主体的な取組を支援  
<具体的な取組>

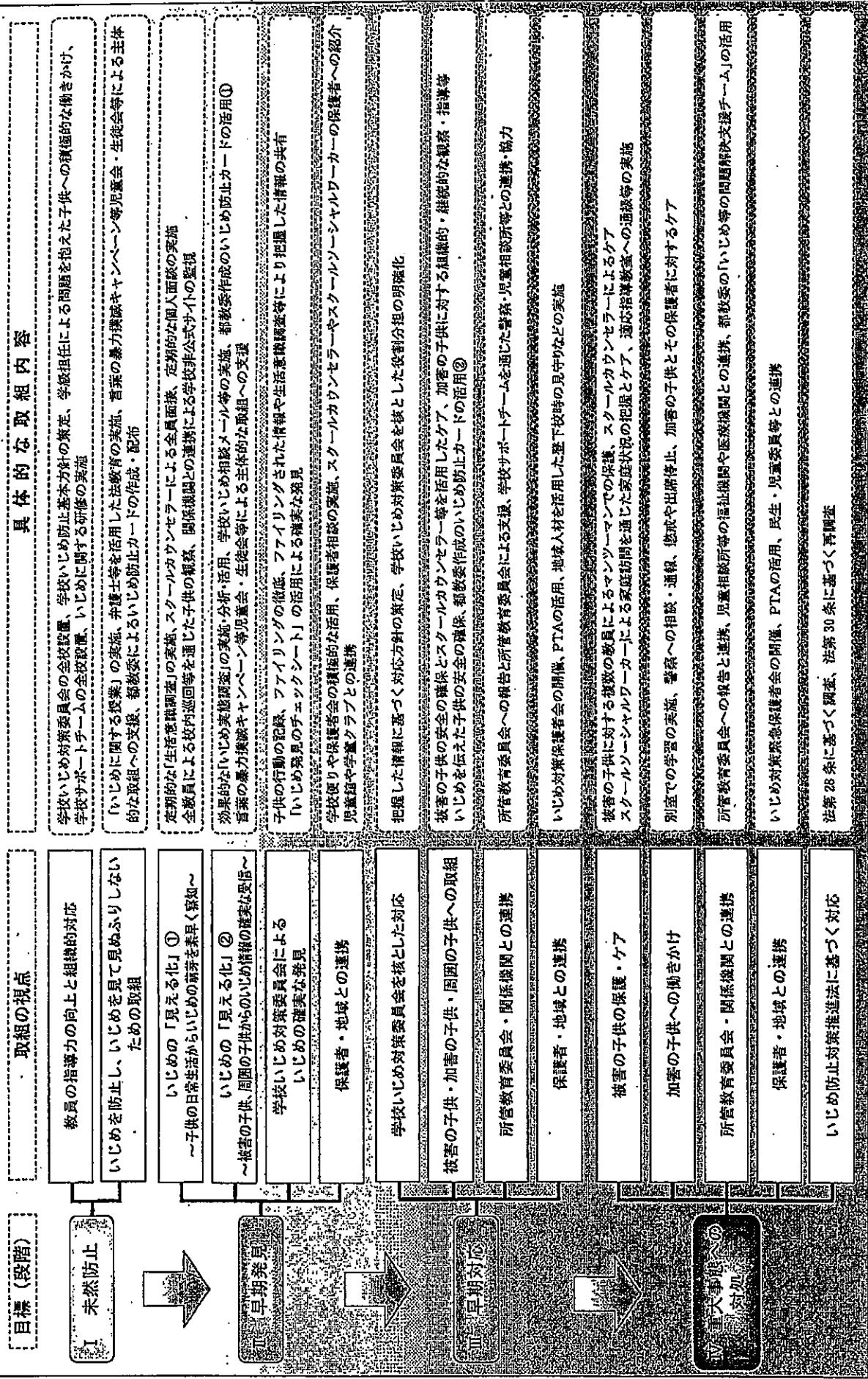
○いじめに隠する根拠の実施、いじめ防止カードの活用、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援  
登下校時の付き添い等による周囲の子供の安全の確保  
なび

## ポイントII 子供からの声を確實に受け止め、子供を守り通す《被害の子供を守る》

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要  
○保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りの実施  
○いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施  
<具体的な取組>

学校サポートチームの全校設置、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、学校医や保護者会の横断的な活用、地域人材を活用した登下校時の見守りの実施  
なび

## 4つの段階に応じた具体的な取組



## Ⅰ 未然防止　～いじめを生まない、許さない学校づくり～

### 1 教員の指導力の向上と組織的対応

#### (1) 学校いじめ対策委員会の全校設置

学校は、法第 22 条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置。都教委は、「学校いじめ対策委員会」の構成や運営について推奨。

#### (3) 学級担任による問題を抱えた子供への擁護的な勧告

いじめられたとき誰に相談したかとの質問に対し、「担任に相談した」と回答した子供は、35%に留まっています。学級担任は、この調査結果を重く受け止める必要がある。学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の子供の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる子供がいる場合には、積極的にコミュニケーションを取り、子供から信頼されやすい学級担任として、子供との人間関係を構築。

#### (1) いじめに關する授業の実施

学校は、定期的に子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことなどを自覚するようになります。また、道德の時間や特別活動において、年に最低 3 回（学期始め）は、「いじめと闘う授業」を実施。都教委は、「いじめに關する授業」のための「いじめ防止教育プログラム」を開発し、その効果的な使用について、研修（5 月）を通じて周知。

#### (2)弁護士等を活用した法教育の実施

学校は、いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会といじめとの関係について子供に学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施。都教委は、日弁連等との協力の下、弁護士等の派遣支援を実施。

### 2 いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

#### (1) いじめに關する授業の実施

学校は、定期的に子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことなどを自覚するようになります。また、道德の時間や特別活動において、年に最低 3 回（学期始め）は、「いじめと闘う授業」を実施。都教委は、「いじめに關する授業」のための「いじめ防止教育プログラム」を開発し、その効果的な使用について、研修（5 月）を通じて周知。

#### (2)弁護士等を活用した法教育の実施

学校は、いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会といじめとの関係について子供に学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施。都教委は、日弁連等との協力の下、弁護士等の派遣支援を実施。

#### (3)都教委によるいじめ防止カードの作成・配布

都教委は、子供たちに「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード」を作成・配布することも。都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主導等による学級訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援。

#### (4)都教委によるいじめ防止カードの作成・配布

都教委は、子供たちに「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード」を作成・配布することも。都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主導等による学級訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援。

#### (3)言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会への支援

学校は、児童会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援。都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主導等による学級訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援。

#### (5)いじめに関する研修の実施

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に行えるようにするために、教職員に対する校内研修を年 3 回実施。所管教務委員会は、若手教員から管理職の各階層ごとに研修を実施。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さを実感できる研修を、管理職に対しては、危機管理研修を実施。

#### (4)学校サポートチームの全校設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置。

#### (5)いじめに関する研修の実施

都教委は、「学校サポートチーム」の構成や未然防止におけるその活用方策等について、研修会等を通じて周知・助言。

## Ⅱ 早期発見

～いじめの「見える化」①～子供の日常生活からいじめの前兆を素早く察知～

### 1 いじめの「見える化」①～子供の日常生活からいじめの前兆を素早く察知～

- (1) 定期的な「生活意識調査」の実施
- (2)スクールカウンセラーによる全員面接
- (3)定期的な個人面談の実施
- (4)全教員による校内巡回等を通じた子供の観察

子供の食事低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、学校は、年2回、「生活意識調査」の結果を実施。都教委は、年2回、「生活意識調査」の結果を提示。

### 2 いじめの「見える化」②～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な発見～

- (1)効果的な「いじめ実態調査」の実施・活用
- (2)学校じめ相談メール等の実施
- (3)都教委が学校にいじめの相談をしやすくするため、各学校において「学校じめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」を設置。
- (4)言葉の暴力撲滅チャレンジ実行会・生徒会等による具体的な取組への支援

学校は、効果的にいじめの情報を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握。都教委は、年1回、都内の公立学校に子供へのアンケート等による「いじめ実態調査」を実施。学校は、実態調査で収集した情報に基づき、子供に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、子供たちに心理的負担を与えないよう配慮。

### 3 学校じめ対策委員会によるいじめの確実な発見

- |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)子供の行動の記録                                                                                                                                          | (2)ファーリングの徹底                                                                                                                                                                                        |
| 学校は、教員が子供たちの変化を見逃さないようとともに、一人で抱え込まないことで、日々の認知や関係する情報を付箋等を利用して踏跡し、学級単位で組織的に情報共有できる体制を構築。<br>都教委は、管理体制に情報共有の体制を整えるとともに、「ふれあい月間」の胸章で、情報共有に貢献した児童を表彰します。 | 学校は、子供の変化に関する情報について、全ての教員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成。転入生については、前学校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成。転出者に連絡し、他の状況の状況を伝達。特に、小学校でのいじめが中学校で推移することもあるため、小学校に小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有。<br>都教委は、情報共有のシステムを構築して各学校に周知。    |
| (3)ファーリングされに情報や生活意識調査等により把握した情報の共有                                                                                                                   | (4)いじめ発見のチェックシートの活用による確実な発見                                                                                                                                                                         |
| 学校は、ファーリングや生活意識調査等を通じて把握し、いじめの情報等に係る情報を緊急会員の開催等に共有。                                                                                                  | 学校は、全ての教員により月1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況調査を行い、「学校じめ対策委員会」において結果を検証・分析。管理部は、各教員の「チェックシート」を分析し教員のいじめ発見能力に難航があると認めた場合には、必要に応じて指導・主導の協力を得て、当該教員を指導。<br>都教委は、「いじめ発見のチェックシート」の具体的な活用方針について、年度当初の授業連絡会で周知。 |
| (5)関係機関との連携による監視                                                                                                                                     | (6)保護者・地域との連携                                                                                                                                                                                       |
| 学校非公式サイト上の監視                                                                                                                                         | 学校は、ネットいじめへの対応について、年間の削除要請を迅速に行うほか、監視結果を区市町村教育委員会等に提出。また、各区町村教委は、各教員が教員ネットいじめに関する情報等についても、速やかに提供。                                                                                                   |

### Ⅲ 早期対応　～いじめ対策委員会を核とした対応

#### 1 学校いじめ対策委員会を核とした対応

##### (1) 把握した情報に基づく対応方針の策定

学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たり的な対応とならないよう学校全体で対応方針を共有して、取り組むことなど。

##### (2) 学校いじめ対策委員会を核とした対応方針の明確化

いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の子供への支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図ること。

#### 3 所管教育委員会・関係機関との連携

##### (1) 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援

学校は、早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有。所管教育委員会は、当該情報の内容に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣に上り、被害を深刻化させないよう学校を支援。

##### (2) 学校がポートフォリオを通じた基盤・児童相談所等との連携・協力

学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校がポートフォリオを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協定。

#### 2 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

##### (1) 加害の子供の安全確保とスクールカウンセラーや指導者等を活用したケア

学校は、いじめ対策委員会を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たり的な対応とならないよう学校全体で対応方針を共有して、取り組むことなど。

##### (2) 加害の子供に対する組織的・継続的な報察・指導等

学校は、加害の子供を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による單発の指導ではなくて、学校いじめ対策委員会が中心となつて組織的・継続的に保護者に連絡し、指導を徹底。また、必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導、さらには、かたじけなく把握。例えば、授業中や休み時間に利用した、複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用して被害の子供の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施。

また、いじめを受けたことによる心的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の子供やその保護者をケア。

#### 4 保護者・地域との連携　～いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有～

##### (1) 保護者への報告と所管教育委員会による支援

学校は、早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有。所管教育委員会は、当該情報の内容に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣に上り、被害を深刻化させないよう学校を支援。

##### (2) 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の子供のみならず、周囲の子供も、多くの大人に見守られることを実感できるようするために、学校は、PTAなど親睦会を核とした、地域の人材を積極的に活用。

##### (3) PTAの役員等が被害・加害の子供の保護者に連絡する

いじめの早期解決のために話し合うことが効果的であるため、学校は、早期対応親睦会として、いじめ対策委員会を速やかに開催し、保護者に情報を提供。また、これにより、保護者との連携・協力を構築。

##### (4) 都教委作成のいじめ防止カードの活用②

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちがいじめを目にしたときには、被害の子供にいじめをやめるよう働きかけたり、被害の子供をいたわり、助けるなどの行動をとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働きかける。

##### (3) いじめを伝えた子供の安全の確保

学校は、勇気をもって教員等にいじめを伝えたり、子供を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや看護的な声かけなどを通じて、いじめを伝えた子供の安全を確保するための取組を徹底。その際、保護者とも緊密に連携。

## IV 重大事態への対処

～学校、保護者、地域が一丸となつて子供を守り通すへ

### 1 被害の子供の保護・ケア

#### (1) 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

学校は、被害の子供の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の子供の情報共有を必ず朝、夕2回実施。また、被害の子供が帰宅した後も、教員が保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握。

#### (3) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握

学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害の子供の家庭状況を把握するようになるとともに、不測の状況を回避するため、保護者と密に連携して、被害の子供とその家庭を支援。

#### (2) スクールカウンセラーによるケア

学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業講座などを横断的に実施。

#### (4) 通応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になつている被害の子供を適応指導教室に通級させるほか、被害の子供の状況に応じて保健室や校を実施するなど、緊急避難措置を実施。

### 3 所管教育委員会・関係機関との連携

#### (1) 所管教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について所管教育委員会に速やかに報告し、所管教育委員会と一緒にして被害の子供や加害者の子供の家庭に連絡するほか、被害の子供が他の児童虐待に該当する場合には、児童相談所等の窓口機関に速やかに通報。また、被害の子供が帰宅した後も、教員が保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握。

#### (2) 児童相談所等の福利厚生課や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一ととして被害の子供や加害者の子供の家庭に連絡するなど、適切な対応が求められるごとから、東京都教育委員会に設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を横断的に活用。

#### (3) 都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

学校は、個人情報の取り扱いや懲戒処分等の運用等については、事前に法的な観点から問題がないことを確認するなど、適切な対応が求められるごとから、東京都教育委員会に設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を横断的に活用。

### 2 加害の子供への働きかけ

#### (1) 別室での学習の実施

学校は、被害の子供が安心して学校で学習できる環境を確保するため、被害の子供について、被害の子供が適用する教室以外の場所での学習を実施。

#### (2) 警察への相談・通報

学校は、被害の子供に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の子供を守るために周囲の子供に被害が拡大しないよううにするため、警察に相談・通報。

#### (3) 懲戒や出席停止

学校は、加害の子供への指導を最終的に行つても改善が図られず、被害の子供や周囲の子供が妨げられる場合には、校長による訓告(教育委員会の立会いの下での、加害の子供及びその保護者に対する校長による厳重注意等)を実施。また、所管教育委員会は、懲戒を行つたにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止を実施。

#### (4) 加害の子供とその保護者に対するケア

学校は、加害行為の背景には、例えは加害の子供が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となる場合もあるため、必要に応じて、加害の子供をケア。

また、被害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して保護者をケア。

### 4 保護者・地域との連携

#### (1) いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、具体的に説明責任を果たす必要があること、また、懲罰等の誤った情報が保護者間で広がることによる必要があることから、所管教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報を十分配慮した上で、事業の状況や学校の対応などについて説明。

#### (2) PTAの活用【再掲】

PTAの役員等が被害者や加害者の子供の保護者に対する効果的な働きかけであるため、学校はPTA役員等に情報提供するなど、積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼。

### 5 いじめ防止対策推進法に基づく対応

#### (1) 法第28条に基づく調査

重大事態においては、間断なく子供たちを見守る必要がある。このため、学校は、児童委員等の地元人材と積極的に連携し、地域での子供の見守り、巡回を実施。

#### (2) 法第30条に基づく調査

重大事態においては、間断なく子供たちを見守る必要がある。このため、学校は、児童委員等の地元人材と積極的に連携し、地域での子供の見守り、巡回を実施。

#### (3) 民生・児童委員等との連携

井戸博士、精神科医、臨床心理士等は、学校から構成される、学校だけではなく相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を横断的に活用。

井戸博士、精神科医、臨床心理士等は、学校から構成される、学校だけではなく相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を横断的に活用。

#### (1) 法第28条による調査

井戸博士、精神科医、臨床心理士等は、学校から構成される、学校だけではなく相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を横断的に活用。

#### (2) 法第30条による調査

井戸博士、精神科医、臨床心理士等は、学校から構成される、学校だけではなく相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を横断的に活用。

#### (3) 民生・児童委員等との連携

井戸博士、精神科医、臨床心理士等は、学校から構成される、学校だけではなく相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を横断的に活用。

【別紙1】

主な取組例と役割分担例

主な取組例と役割分担例		学校いじめ対策委員会において
	主な取組例	中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ問題に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。</li> <li>○学級担任は、全ての取組の各取組にについて、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的に能動的な対応を行う。</li> <li>○管理職は、全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントの立場にあることをしっかりと認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。</li> <li>○学校いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を果たすものであるが、以下では、それぞれの取組に応じて、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に例示した。</li> </ul>	
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめに関する授業」の実施</li> <li>○「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議の開催</li> <li>○スクールカウンセラーによる全員面接</li> <li>○「いじめ実態調査」の実施・分析・活用</li> <li>○学校便りや保護者会の積極的な活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに関する校内研修の計画・実施</li> <li>○「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議の開催</li> <li>○スクールカウンセラー（面接の計画・実施）</li> <li>○生活指導主任（調査結果の確認・分析）</li> <li>○学年主任（保護者会の開催計画の立案・策定）</li> </ul>
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○速やかな対応策の検討・実施</li> <li>○児童の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等</li> <li>○被害者の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア</li> <li>○学校サポートチームを通じた情報収集等との情報共有</li> <li>○いじめ対策保護者会の開催を通じた情報共有など</li> <li>○地域人材を活用した監視下校時の見守り</li> <li>○被害の子供・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア</li> <li>○加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等</li> <li>○地域人材を活用した監視下校時の見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底</li> <li>○被害の子供への緊急避難指図の検討・実施</li> <li>○加害の子供への懲戒や出席停止の措置</li> <li>○署名への相談・通報や児童相談所等との連携</li> <li>○いじめ対策緊急保護者会の開催</li> <li>○法第28条に基づく調査を実施するため所管教育委員会が設置する組織との連携・協力</li> </ul>
重大事態対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管教育委員会への報告と連携</li> <li>○被害の子供に対する特徴の教員によるマンツーマンでの保護</li> <li>○被害の子供への緊急避難指図の検討・実施</li> <li>○加害の子供への懲戒や出席停止の措置</li> <li>○署名への相談・通報や児童相談所等との連携</li> <li>○いじめ対策緊急保護者会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の子供によるマンツーマンでの保護</li> <li>○警察への相談・通報</li> <li>○いじめ対策緊急保護者会の開催</li> </ul>
法第28条		

「学校いじめ対策委員会」を核とした対応(委員会の主な役割)

学校いじめ対策委員会		法第28条
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ防止基本方針の策定〔法第13条〕</li> <li>○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行</li> <li>○いじめに関する校内研修の計画・実施</li> <li>○弁護士等を活用した法教育の実施</li> <li>○いじめに関する授業の実施・児童会・生徒会等による取組への支援</li> <li>○学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催</li> <li>○学校評議会による後証と添本方針の見直し</li> </ul>	
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラーによる全員面接</li> <li>○生活意識調査やいじめ実態調査等の状況の把握</li> <li>○生活意識調査やその情報の収集</li> <li>○ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有</li> <li>○いじめの発見者チェックシートの集約・分析</li> <li>○学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有</li> </ul>	
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○速やかな対応策の検討・実施</li> <li>○児童の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等</li> <li>○被害者の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア</li> <li>○学校サポートチームを通じた情報収集等との情報共有</li> <li>○いじめ対策保護者会の開催を通じた情報共有など</li> <li>○地域人材を活用した監視下校時の見守り</li> </ul>	
重大事態対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管教育委員会への報告と連携</li> <li>○被害の子供に対する特徴の教員によるマンツーマンでの保護</li> <li>○被害の子供への緊急避難指図の検討・実施</li> <li>○加害の子供への懲戒や出席停止の措置</li> <li>○署名への相談・通報や児童相談所等との連携</li> <li>○いじめ対策緊急保護者会の開催</li> <li>○法第28条に基づく調査を実施するため所管教育委員会が設置する組織との連携・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の子供によるマンツーマンでの保護</li> <li>○警察への相談・通報</li> <li>○いじめ対策緊急保護者会の開催</li> </ul>
法第28条		

## 「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」につながる取組

- (問題意識)
- ◆ いじめについては、「いじめを見たり、聞いたりした時、どうしましたか」との質問に対し、「何もしなかった」と回答する子供が多いとの調査結果が示されている。(※「何もしなかった」49.0%)
  - ◆ また、「いじめを見ている理由」についての質問に対し、「関わりをもちたくないから」「自分がいじめられたくないから」との理由を挙げている子供が多く約半数の割合をしめているとの調査結果が示されている。(※「関わりをもちたくないから」85.4%、「自分がいじめられたくないから」80.8%)
  - ◆ こうした調査結果を受け、子供が「いじめについて大人に伝えてもらえる」と思える学校づくりを行うことは、極めて重要な取組であるといえる。このため、被害の子供・周囲の子供や心身に関わる人権問題であることを通じ、周囲の子供が勇気をもつていじめを伝えるように促していく。

\*調査結果は、「参考1」「いじめに関する研究」東京都教職員研修センター より引用

### 都教委の取組

都教委は、区市町村教委や学校と連携して子供たちの意識を変え、子供が声を上げられるよう、以下のような取組を実施

- 「いじめ総合対策チェックシート」の作成・配布
- 「いじめに関する研修や「いじめに關する授業」のためのプログラムの開発・活用
- 「いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」の作成・配布
- 「いじめ防止カード」等を活用し、著名人(オリエンピアン等)と一緒にどなって子供たちを啓発

### 区市町村教委の取組

区市町村教委は、学校の取組を支援するため、以下のようないくつかの取組を実施

- 都教委の研修プログラムを踏まえた、若手教員から管理職の各職層ごとの研修の実施
- 事案に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣
- 都教委作成の「いじめ防止カード」等を用いた啓発活動への連携、協力など

### 学校の取組

学校は、「いじめを見て見ぬふりせず声を上げられる学校づくり」に向けて、以下のような取組を全力で実施

- 周囲の子供が勇気をもつていじめを伝えるようにするために、「いじめを見たら伝えなさい」と一方的に指導するだけでなく、子供が「いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」の作成・配布
- 日常的な観察、面接や調査等により、子供の実態を早期に把握
- いじめに関する研修等を通じ、いじめは生命や心身に関わる重大な問題であることを繰り返し伝え、考えさせるとともに、子供たちの主体的な取組の支援を通じ子供の「いじめを見て見ぬふりしない」意識を醸成
- いじめから子供を守り通す取組

### ○子供の意識を醸成する取組

- ・「いじめに關する授業」の実施
- ・「言葉の暴力撲滅チャレンジ等
- ・児童会・生徒会等による主体的な取組の支援
- ・「いじめ防止カード」の活用
- など

### ○早期の実態把握に係る取組

- ・登下校時の付き添いなどによる周囲の子供の安全の確保
- ・地域人材や関係機関を活用した子供の見守り
- ・保護者会の開催やPTAの活用
- など